

令和8年第6回東大和市選挙管理委員会会議録

1 日 時 令和8年4月9日（木）午前10時00分

2 場 所 東大和市役所 会議棟第7会議室

3 出席委員 （4名）西永 宣昭、北田 和雄、我妻 英市、糟谷 勝博

4 欠席委員 なし

5 事務局職員 （2名） 事務局長 一ツ木 正美

選挙係長 青木 康浩

6 出席説明員 なし

7 傍聴人 なし

8 議事日程

第 1 会議録署名委員の指名について

第 2 会期の決定について

第 3 第19号議案 東大和市選挙人名簿からの抹消について

第 4 第20号議案 東大和市選挙管理委員会行政手続条例施行規程の一部を改正
する規程について

第 5 第21号議案 東大和市在外選挙人名簿への登録について

第 6 報 告

	午前１０時００分 開会
委員長（西永）	ただいまから、令和８年第６回東大和市選挙管理委員会を開会いたします。
	議事日程により、議事を進行いたします。
	日程第１ 会議録署名委員の指名について、我妻委員を指名いたします。
	次に、日程第２ 会期の決定については、本日１日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
	全委員から「異議なし」の声あり
委員長（西永）	ご異議ないものと認め、会期は本日１日といたします。
	それでは、日程第３ 第１９号議案「東大和市選挙人名簿からの抹消について」を議題に供します。事務局から提案理由と内容の説明を求めます。
事務局長（一ツ木）	日程第３ 第１９号議案「東大和市選挙人名簿からの抹消について」を説明いたします。
	２ページをご覧ください。令和８年４月１日現在により、公職選挙法第２８条に基づき抹消するものであります。第１号該当の死亡者は３月１日から同月３１日までの間で８３人、第２号該当の転出後４か月を経過した者は１１月１日から同月３０日までの間の転出者で１５９人、在外選挙人名簿への移転による第３号抹消者及び誤登載による第４号抹消者は該当がありませんでした。以上のようにして２４２人を抹消するものであります。
	３ページをお開きください。３月１日現在の登録者数は、男性３４，８４９人、女性３６，６７２人、合計で７１，５２１人でした。
	今回の抹消者数は男性１２８人、女性１１４人、合計２４２人で、差引合計は、男性３４，７２１人、女性３６，５５８人、合計で７１，２７９人となるものであります。
	お手元に抹消者一覧を配布してありますので、よろしくご審議をお

	願いいたします。
委員長（西永）	事務局からの説明が終わりました。抹消者一覧をご確認の上、ご質問等ございましたら、願いいたします。
	全委員、抹消者一覧を確認
委員長（西永）	それでは、何かご質問等ございますでしょうか。
	全委員から「なし」の声あり
委員長（西永）	ご質問は無いようですので、お諮りいたします。第１９号議案「東大和市選挙人名簿からの抹消について」は、原案のとおり可決決定することにご異議ございませんか。
	全委員から「異議なし」の声あり
委員長（西永）	異議なしとのことですので、第１９号議案「東大和市選挙人名簿からの抹消について」は、原案のとおり可決決定といたします。
	続きまして、日程第４ 第２０号議案「東大和市選挙管理委員会行政手続条例施行規程の一部を改正する規程について」を議題に供します。事務局から提案理由と内容の説明を求めます。
事務局長（一ツ木）	それでは、日程第４ 第２０号議案「東大和市選挙管理委員会行政手続条例施行規程の一部を改正する規程について」を説明いたします。
	５ページをご覧ください。この改正は、東大和市選挙管理委員会行政手続条例施行規程の本則中「第１３条第２項第５号」の次に「、第１５条第４項（同条例第２２条第３項（同条例第２５条後段において準用する場合を含む。）及び第２９条において読み替えて準用する場合を含む。）」を加え、「及び第２条」を「から第３条まで」に改めるものであります。附則としまして、この規程は、令和８年５月２１日から施行するものであります。

	6 ページをご覧ください。こちらは東大和市選挙管理委員会行政手続条例施行規程の新旧対照表となっております。
	7 ページをご覧ください。こちらは改正についての資料となっております。
	まず、(1) 改正の理由であります。行政手続法の改正に基づく東大和市行政手続条例の一部改正に伴い、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合における聴聞及び弁明の機会の付与の通知に係る公示の方法による通知のうち、不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くための具体的な方法を東大和市行政手続条例施行規則で定めることとされたため、当該施行規則について規定の追加等を行う一部改正がされました。これに合わせて、東大和市選挙管理委員会が行う不利益処分についても同様の取扱いをするため、東大和市選挙管理委員会行政手続条例施行規程について所要の一部改正を行うものであります。
	次に、(2) 改正の内容であります。不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くための具体的な方法について、インターネットを用いる方法とすることが東大和市行政手続条例施行規則に定められたことから、東大和市選挙管理委員会行政手続条例施行規程についても同様の取扱いをするための文言を加えるものであります。
	次に、(3) 施行日ですが、先ほど申し上げたとおり、令和8年5月21日とするものであります。
	以上であります。よろしくご審議をお願いいたします。
委員長（西永）	事務局からの説明が終わりました。
	ご質問等ございましたら、お願いいたします。
	全委員から「なし」の声あり
委員長（西永）	ご質問は無いようですので、お諮りいたします。第20号議案「東大和市選挙管理委員会行政手続条例施行規程の一部を改正する規程について」は、原案のとおり可決決定することにご異議ございませんか。

	全委員から「異議なし」の声あり
委員長（西永）	異議なしとのことですので、第２０号議案「東大和市選挙管理委員会行政手続条例施行規程の一部を改正する規程について」は、原案のとおり可決決定いたします。
	続きまして、日程第５ 第２１号議案「東大和市在外選挙人名簿への登録について」を議題に供します。事務局から提案理由と内容の説明を求めます。
事務局長（一ツ木）	それでは、日程第５ 第２１号議案「東大和市在外選挙人名簿への登録について」を説明いたします。
	９ページをご覧ください。今回、在外選挙人名簿へ登録する者は男性１人であります。令和８年１月２６日第１３号議案議決後の登録者数は男性２７人、女性４０人、計６７人でした。今回男性１人を登録することにより、令和８年４月９日第２１号議案議決後の登録者数は男性２８人、女性４０人、計６８人となります。
	お手元に登録者一覧を配布してありますので、よろしくご審議をお願いいたします。
委員長（西永）	事務局からの説明が終わりました。登録者一覧をご確認の上、ご質問等ございましたら、お願いいたします。
	全委員、登録者一覧を確認
委員長（西永）	それでは、何かご質問等ございますでしょうか。
	全委員から「なし」の声あり
委員長（西永）	ご質問は無いようですので、お諮りいたします。第２１号議案「東大和市在外選挙人名簿への登録について」は、原案のとおり可決決定することにご異議ございませんか。

